

○ 総合司会 杉本総務部長

皆様、こんばんは。私は、本日の司会を務めます 旭川市PTA連合会総務部長を仰せつかっている 正和小学校PTAの杉本英樹と申します。よろしく願いいたします。

ただ今より、教育懇談会を開会いたします。

まず初めに、主催者を代表して、旭川市PTA連合会 会長 村井為敦より、ご挨拶を申し上げます。

○ 村井会長

皆さん、こんばんは。PTA連合会の村井為敦と申します。本日は、平日のそれも6時からという早い時間、多分お仕事の都合をつけてきて皆さんいらしてくれたと思います。誠にありがとうございます。

先々週、10月11・12日、登別市において北海道PTA研究大会が行われました。私は、一応手伝いもあったのですが、その中で学校支援という領域の所に参加いたしました。人口の少ない町、村、複式の学校とかいろんなところから、学校支援に関するPTAの活動の紹介がありました。それを聞いて、旭川市のPTAでも、まだまだやれることがたくさんあるんじゃないかと素直に思いました。

実はその道P研で、旭川市の東五条小学校のPTAに、旭川市を代表する形で報告してもらいました。東五条小は、昔から多くのPTA活動をやっていまして、私はとなりの新富小学校なんですけれども、いつも感心して見ておりました。その道P研で発表されたものを、そのまま旭川市PTA研究大会の「学校支援」部会で発表してもらおうと思っています。

今日の教育懇談会ですけど、これから我々PTAのやるべきこと、まだまだやれること、それらのヒントになる懇談会になると思います。今日は8ブロックの常任理事の方たちが資料を練って意欲に燃えております。

実は、「いつも時間が足りない。懇親会なんかやらないで、これを3時間ぶっ通しでやったらいいんじゃないか」という、そんな意見もあったんですが、P連としては、旭川市内の学校の校長先生、会長さんが酒を酌み交わす懇親の場を設けるのもP連の役目であると思っていますので、今日は非常に時間が短いですけども有意義な時間にしたいと思います。あとでご紹介させていただきますが、旭川市、旭川市教育委員会から多数の方がお出でいただいています。ありがとうございます。

前列の常任理事の皆さん、今日一日がんばってください。

今日一日よろしくお願いします。

○ 総合司会 杉本総務部長

続きまして、旭川市教育委員会 教育長 小池語朗 様に代わりまして学校教育部長

田澤清一 様よりご挨拶をいただきます。

○ 田澤学校教育部長

お晩でございます。旭川市教育委員会学校教育部長の田澤と申します。本来ですと、教育長の小池がまいりまして皆様に親しくご挨拶申し上げるところでございますが、急な用務がございまして、申し訳ありませんが私が代わりましてご挨拶申し上げたいと思います。

本日、旭川市PTA連合会主催による懇談会が盛大に行われますこと、心からお祝い申し上げます。私どもも教育委員会関係部含めまして、総勢17名、芝居の一座のようにここにまいりましたが、それだけ教育行政に関する課題が非常に多くて、そして多岐にわたっているということもあってこの人数でまいりました。最初にご案内いただいた資料などを見ましても、安心・安全の問題、ハードとソフトという環境整備の問題などもあったのかなと思います。

また、今、村井会長さんからもお話がございましたけれども、学校支援等に熱心に力を注いでいただいていることに、心より敬意を表する次第でございます。

違う話になりますが、10年以上前ですが「マーフィーの法則」という言葉がありました。この言葉を聞いた方もいらっしゃると思いますけれども、悪い方向へ話が展開してしまうといえますか、可能性としてあるものは少ない可能性の方に話が展開してしまう。具体的に言いますと、パンにバターを塗って、それを落とすと必ずバターの付いた面の方が床についてしまう。その床が高価なカーペットであればあるほどそうなる確率が高いという、まあ本当かどうか分からないいい加減な話みたいでした。

一方で最近の本なんですけれども、「心配事の9割は起こらない」という本があります。この本はどちらかという心の持ち方という禅の世界の話というふうに聞いておりますけれども、実はこの二つの考え方というのは、教育行政といいますか学校教育を預かるものとしては、どちらにも与することはできないということです。

これも聞いたことがあると思いますが、「ハインリッヒの法則」というのがあります。言葉は難しそうなんですけど、これは一つの重大な事故が起きるには、29の軽微な事故がある。その背景には、300の小さなミスがあるということで、これは、労務管理の事例を1000件ぐらい分類して、統計学上の整理をするとそのような数値になる、一つの法則だと言われています。

つまり、一つの大きな事案が生じるには、それが生じるに及び29の小さな事案があるのだということを想像力を持ちながら対処していかなくてはならないのかなと思っております。

今は社会形態が変化して、昔であれば地域というのは自分の置かれた環境だけではなくて、おじいさんおばあさんがいたりとか、隣には子どもに注意をしてくれるような、あるいはゲンコツを見舞うようなおっかない強面のおじさんがいたりとか、そういう濃密な人間関係があったのかなと思いますが、今はそういう状況ではありません。

そうした中で、子どもたちが未来に向かってのびのびと育っていく場をどのように確保していくのかというようなことを考える時に、やはり、このPTA活動というのがとても大きな意味合いを持ち、またその中での親御さん同士の交流というのが大きな意味

合いを持つのかなと考えております。

今、小中連携、学社連携、地域連携といろいろ言われますが、確かに連携という言葉は、一見、何となく分かって何となく良く聞こえるということがありますが、私は、それぞれの役割分担があつての連携なのかなと思っております。そうでないと責任というのがだんだんと曖昧になっていく気がしております。

小中連携ということと言いますと、少なくともこのPTAにおいては、小学校も中学校もなく、児童生徒、子どもをどのようにのびのびと育てていくかということについて、このような場でいろんな意見を出し合い取組を進められているということに大変心強く感じております。

私どもとしまして、今後こういった会議等でいただいたご意見、あるいはご要望は非常に貴重なものとして受け止めてまいりたいと考えております。

終わりになりますけれども、本市の教育行政に対しまして今後ともご協力賜りますようお願いを申し上げますとともに、旭川市PTA連合会の益々のご発展と関係各位の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、言葉足らずではありますがご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○ 総合司会 杉本総務部長

ありがとうございました。

次に、本日の教育懇談会にご出席いただきました旭川市・旭川市教育委員会の皆様を旭川市PTA連合会理事・啓明小学校PTAの矢萩 恵よりご紹介させていただきます。

～出席者の紹介

○ 総合司会 杉本総務部長

それでは、これより教育懇談に入ります。教育懇談の司会は旭川市PTA連合会副会長 北鎮小学校PTAの東海林拓哉が行います。



旭川市 PTA 連合会副会長

<司 会> 東海林 拓哉

(北鎮小学校 PTA 会長)

○ 司会 (東海林)

旭川市PTA連合会副会長 北鎮小学校PTAの東海林拓哉でございます。この後の教育懇談の話し合いにつきまして、司会を務めますので、よろしくお願いいたします。

教育懇談の進行は、「ブロックや全市的な課題」という観点から、各ブロックごとで一つの質問・要望としてまとめたものを発表し、それに対しまして、市・市教委よりお答えをいただくという形で進めさせていただきます。会場の皆様にも、関連質問がございましたらお受けしますのでよろしくお願いいたします。

なお、皆様のお手元にあるレジュメに、各ブロックの質問内容を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

それでは、始めてまいります。まず、南部ブロック、片山常任理事お願いいたします。

○ 片山常任理事（南部ブロック）

共栄小学校PTAの片山です。よろしくお願いいたします。

南部ブロックを代表して、児童の安全対策として施設・設備に関する質問・要望をさせていただきます。

まず、1点目として、網戸の設置についてです。昨年度もこの場で網戸の設置についての質問と回答がありました。それによると、網戸の設置状況が3割程度、全ての未設置教室に設置すると1,700万円の予算が必要になるということでした。

今回、南部・東部ブロックの17校の実態を調査したところ、別記の通りでした。

今回の調査からは、網戸の設置状況は小規模校はよいが、小規模校以外の築年が古いと思われる学校が悪いという現状が明らかになりました。

また、昨年度と今年度設置した学校は7校で、その経費支出状況は、各校の消耗印刷費や施設修繕費、バザーの益金となっており、17校中15校が今後も設置の必要があると回答しています。

旭川市の財政が厳しいことは承知していますが、毎年スズメバチが校舎内に入って来ている学校も多いと聞いており、親としては大変心配しています。教育委員会としても網戸設置の必要性については認識しており、老朽化した校舎の改築・改修に併せて進めているという昨年度の回答でしたが、今年度は網戸の設置にどの程度の予算が組まれ、どのように執行されているのかお聞かせ下さい。

また、今後も計画的に設置が進められるものと推察しますが、来年度からの計画的な設置についてどのようにお考えかお聞かせ下さい。

続いて2点目ですが、学校水道水の水質管理についてです。定期的に水質検査が行われ、おそらくどの学校でも飲料水としての基準値は満たしていると思うのですが、「学校の水はおいしくない。」という声が子どもたちから聞こえてきています。私たち親もどのように水質が管理され、子どもたちの口に入っているのかよく知りません。そこで、学校の飲料水はどのような基準で管理されているのかをお聞かせ下さい。

○ 司会（東海林）

今の質問は、「児童の安全対策としての施設・設備について」でした。これに対し教育委員会よりお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 学校施設担当課長（和田）

学校施設担当です。1点目の網戸の件につきましてお答えします。

まず、網戸の教室への設置につきましては昨年もご説明させていただきましたけれども、教育委員会としてはその必要性は認識しているところでございます。したがって、これまで衛生上の配慮が必要な保健室でありますとかランチルームを始め、学校周辺の自然環境や低学年や特別支援学級の状況を勘案しまして、学校と協議を行いまして一部教室に設置したり、またそれぞれの学校において修繕費や消耗品費等の学校配当予算というのもあるので、その配当予算の活用により設置したりしております。

また、学校改築時、老朽改築工事に併せまして設置を進めてきているところでございます。今年度におきましては、来年度から開校いたします中央中学校の新築工事におき

まして全教室に網戸を設置したところでございます。

次年度以降についてでございますけれども、先ほど厳しい財政状況というお話をいただきましたけれども、そういった部分、大変大きな要素でもございます。

また、学校施設の方では学校施設の耐震を始めといたしまして老朽化した暖房設備や水道設備の更新などの課題がありますことから、限られた予算の中で緊急性や必要性を勘案しながら優先順位の中で対応させていただいております。したがって、現時点では具体的な計画をお示しすることはできませんけれども、今後もこれまでの基本的な考え方を踏まえて対応してまいります。

なお、ご質問の中にもございました全ての教室に設置すると1,700万円の費用が必要になるという部分についてでございますけれども、それは昨年度私が答えさせていただいたのですが、申し訳ないですがちょっと補足説明させていただきますと、通常、普通教室場合は窓が4箇所あると思っておりますけれども、1,700万円の予算というのは、全ての普通教室に仮に2箇所ずつ設置した場合で試算したものでございます。したがって特別教室を含めた全ての教室、全ての窓となりますと、また建物の構造も学校によって違うものですから、そういった状況を加味いたしますと多額の費用が必要になるということでございますのでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○ 学校保健課長（富山）

学校保健課の富山です。

私の方から、2点目の質問にございました、学校飲料水の安全管理につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

学校の飲料水の安全管理につきましては、学校保健安全法によりまして、各学校において環境衛生に関する事項を含む学校保健計画を立て、学校環境衛生基準に基づきまして学校環境衛生検査の他に日常的な点検を行うとともに、学校薬剤師からの指導・助言を受けていくことになっております。

これに基づき、全ての学校におきまして、色ですとか、にごり、におい、味の確認や、水飲み場、手洗い場、その周辺の排水状況が良好かどうか、清潔であるかどうか等、日常的に点検していく他、学校薬剤師によりまして残留塩素や一般細菌数、大腸菌など10項目の定期検査を年1回行っているところでございます。

また、小規模受水槽と地下水等の使用校につきましては、残留塩素や一般細菌数の検出量を含めた日常点検を行い、さらに地下水など使用法におきましては委託業者におきまして残留塩素や一般細菌数などの10項目の検査を月1回行っているとともに、水道法第3条・第6条に規定する専用水道において実施すべき水質検査の項目である、カドミウム、水銀、及びその他の化合物などこの51項目ありますけれども、こういった検査を年1回実施しておりまして、こうした日常点検及び定期検査を通しまして、児童生徒の安全で衛生的な環境を維持し、清浄な飲料水を提供できるように努めているところでございます。

また、飲料水の水質に異常があった場合につきましては、直ちに学校薬剤師や保健所、水道局に報告を行い、指導を受けながら必要な処置を講じているところでございます。

以上でございます。

○ 司会（東海林）

学校施設担当課長 和田様、学校保健課長 富山様、ご回答ありがとうございました。
質問されました片山常任理事、今の回答を受けましてさらに質問はありますか。

その他の南部ブロックの皆様、また会場の皆様から関連してのご質問はございませんか。

それではただ今の質問についてはこれで終わります。

続きまして次は、中央ブロックからの質問です。長堀常任理事、お願いします。

○ 長堀常任理事（中央ブロック）

中央ブロックの長堀と申します。よろしくお願ひいたします。

不審対策についての質問と、施設設備に関する要望につきましてご回答をよろしくお願ひいたします。

まずは不審者対策についてですが、このところ不審者、不審車両の情報が増えております。私たち親としましては、子どもが家に帰るまでちょっと暗くなると不安になることがあります。防衛策として各学校でも、保護者や地域、市民委員会や警察の方とも連携して見回りなど行ってはいますが、継続的にはなっていません。市といたしましては今後どのように継続的な対応をしていただけるのか次の3点についてお伺ひしたいと思います。

一つ目、学校としても安全指導に関わって。二つ目、保護者の関わり方。三つ目、警察や地域との連携に関わって。以上、この3点についてご回答をお願ひいたします。

続きまして、安心・安全面からの施設設備に関する要望です。

一つ目は、学校敷地内の照明灯の設置です。中学校だと部活の帰りなどすっかり暗くなってしまっているのので、自転車置き場の照明設置と通学路の街灯の設置状況を確認していただき、新規設置を要望いたします。

二つ目は、後に統合されます中学校の通学路としまして「サイクリングロード」が通学路として利用されるかと思われませんが、このことから街灯の新規設置、街路樹の剪定、橋を横断しなくてもよいように橋下の通路の整備・新設を要望いたします。

ここのところはたくさん子どもたちが通学路として利用して登下校すると思われるので、事故などが起きませんように、是非ともご検討いただきたいことです。

以上、中央ブロックからの不審者対策についての質問と、施設設備に関する要望につきましてご回答をお願ひいたします。

○ 司会（東海林）

今の質問は、不審者対策についての質問と施設設備に関する要望でした。これについて、教育委員会並びに旭川市よりお答えをお願ひいたします。

○ 学校教育部次長（金子）

教育指導課でございます。

まず不審者対策についてお答えいたします。3点ございました。

学校としての安全指導でございますが、各学校におきましては、子どもたちに危険を察知し自らの身を守る能力を育てるために、警察等から外部講師をお招きしまして防犯教室を実施するとともに、学校の中では校区の安全マップを作成しまして、子どもたちに、緊急避難場所であります子ども110番の家の設置箇所や危険箇所を周知徹底するように努めているところでございまして、引き続きこれらの取組を丁寧に行っていくことが大切であると考えております。

次に保護者の関わりでございますけれども、保護者の皆様にはこれまでも登下校時における見守り活動等にご協力いただきまして、教育委員会としても感謝を申し上げているところでございます。

これは地域や学校の実態に即して、きめ細かに対応いただいていると考えておりますので子どもたちの安心・安全のために不可欠というふうに思っております。

引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。また、下校後、子どもたちが家に帰りましてからの校外の生活につきましては、学校においても指導を行っておりますので、保護者といたしましても、学校の指導に基づきお子様への対応をお願いしたいと思っております。

最後に3つ目、警察や地域との連携についてです。まず警察の方ですけど、不審者情報のメール配信サービスを行っております、これは学校のホームページから登録できるようにしてきております。こういった情報もご利用いただきたいと思いますし、昨年度から旭川方面本部で、スクールサポーターを導入いたしました。学校の要請に応じまして、警察のOBですけども、スクールサポーターが校区の巡視を行っていただきます。こちらの方もご活用いただければと思います。また、地域との連携でございますが、市民委員会や町内会で見守り活動等にご協力いただいている地域がございますけれども、今後は更に幅広く地域の方々のお力をいただくということが必要なと考えております。

このため、各学校が個別に連携していく部分と、さらに地域住民が主体となって地域づくりを考えて行動するという「地域まちづくり推進協議会」、これを通して更に連携を深めていくことが重要ではないかなと思っております。現在、この地域まちづくり推進協議会は、14の地域に分けて設置しておりますが、全ての地域において、学校がそれぞれの「地域まちづくり推進協議会」に参画するように教育委員会としても取り組んでまいりたいと思っております。

このように地域ぐるみで、子どもを見守り育てるという体制と環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 学校施設担当課長（和田）

学校施設担当でございます。学校施設内の照明等の配置確認と新規の設置につきまして答えさせていただきます。

現在の照明等の配置の確認につきましては、学校ごとに整理しております施設台帳というものがあるんですけども、その施設台帳におきまして設置の位置等を確認をしているところでございます。新規に設置の必要がある場合は、例年実施しております学校ごとの修繕調査でありますとか、その他必要に応じて学校からの具体的な要望などに基

づきまして、学校における緊急性や必要性を勘案しながら設置の可否、あるいは方法などを検討しております。

○ 学校保健課長（富山）

学校保健課です。通学路の関連でお答えします。

通学路の指定・廃止につきましては、各学校の学校長が行うこととされておりまして通学路指定に当たりましては、その要件といたしまして4点ほどございます。

まず第1に交通量についてどうなのかということ、第2は交通安全施設整備のこと、電気の関係ですとか信号の関係、そういった観点。それから第3に、川とか崖、踏切などの危険箇所があるか、ないかということ。第4に、不審者の出没などがどうか、こういった状況について、こうしたことを教職員が実地調査を行いまして確認するとともに、警察や道路管理者、交通指導員、地域関係者の意見を求めまして検討した上で適切に指定しているものと考えているところでございます。

それから次にサイクリングロードの通学指定につきましても、今言いましたこういった視点を基にしまして判断されるものと考えております。

なお、各要望に関しましては関係部署に直接依頼する方法もございますけれども、市教委では学校保健課が窓口となって、例年、年度始めに通学路に関する道路施設などの要望を各学校を通じて取りまとめて関係機関に提出しているところでございます。

したがって、今後におきましても学校と連携をさせていただきながら各要望が少しでも実現するよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ 土木総務課主幹（富岡）

土木部土木総務課の富岡でございます。私の方からはサイクリングロードの通学路利用に関わりまして、街灯の新設、街路樹の剪定、橋の下の通路の整備・新設の要望につきましてお答えいたしたいと思っております。

まずサイクリングロードでございますけれども、サイクリングロードは主に石狩川などの一級河川の河川敷や堤防を利用しておりますので、そこに何か施設を設置する場合には河川管理者であります北海道開発局とか北海道の許可が必要となっております。

そこで1点目の街灯の新設でございますが、堤防を含めた河川敷等への設置につきましては、例えば上流から倒れた樹木等が流れてくる、それがそういった街路灯に引っかかって河川の流下の支障になりますとか、また堤防に設置する場合にはそういった照明の根元から堤防が決壊するというような危険性も増す。またさらにですね、それがサイクリングロードとして設置するというところでございますので、連続的に設置されるということになりますと、そういった危険性もあるといった中では、なかなか許可を得ることが難しいといふうに考えているところでございます。

しかしながらですね、通学路としての利用を考慮する場合には、部活動などで夜遅くなってから下校する生徒さんの安全を確保することが重要でありますので、そういった観点を十分に踏まえまして河川管理者である北海道とか開発局の方と協議を行っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の街路樹の剪定についてでございますが、本市が管理しております道路

の街路樹につきましては、当然のことではございますけども通行の支障とならないように必要に応じて剪定を行っているところでございますけども、道路ではなく道路に隣接する公園ですとか河川、そういった施設から道路に張り出してきている樹木につきましても剪定などの対応につきまして、適宜、各管理者に要請しているところでございます。

今後も道路パトロールの他に市民の皆様方から寄せられます通報などもいただきながら、適切な維持管理に務めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に3点目の橋の下の通路の整備、新設といったところでございますが、河川区域内での通路の整備につきましては、河川管理者が実施するというものでございまして、具体的な設置の要望箇所等について、学校などと協議を行った上で河川管理者に対応していただけるように要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 司会（東海林）

学校教育部次長 金子様、学校施設担当課長 和田様、学校保健課長 富山様、土木総務課主幹 富岡様、ご回答ありがとうございました。

今の回答に対しまして、さらに追加の質問はありますか。

○ 長堀常任理事

ありがとうございました。子どもたちが安心して登下校できるよう、是非ともご検討をよろしくお願いいたします。

○ 司会（東海林）

会場の皆様からは何か質問はございませんか。

それでは、続きまして新永ブロックです。杉本常任理事、お願いします。

○ 杉本常任理事（新永ブロック）

新永ブロック、正和小学校PTA会長 杉本です。本日はよろしくお願いいたします。

プール監視員の平日放課後の予算と人材確保についてお尋ねいたします。

文科省で実施している全国体力テストなどの結果を見ると、北海道の子どもたちの体力は全国でも最低水準であるということが分かります。新聞などで、北海道の子どもたちに運動の習慣付けが急務であるとの記事を見かけましたが、全くその通りだと思えますし、この現状はそのまま旭川の子どもたちの姿と重なります。

ですから、暑い夏には“体力向上”の観点から、学校プールを有効利用して大いに水泳に励んでもらいたいと考えております。

ただ、学校プールの運営の現状を見ると、学校プール監視員がつくのは、土曜、日曜と祝祭日、そして夏休みとなっています。その理由は、管理運営謝金はその分しか認められていないからです。そのため、平日の放課後については、先生方が交代でプール監視業務を行っているということです。

これまでは何とかそのようにやりくりしてきたのですが、学校の現場、先生方の仕事は年々多忙になってきております。ここ数年特に強く求められるようになった学力向上の取組、そして多様化する問題行動への取組、困難ないじめ根絶に向けた取組等、

多忙化はますます進み、このような中でプール監視の時間を捻出するのは、余りにも困難であると言わざるを得ません。このことから、平日の放課後のプール開放を取りやめた学校さえもあとと聞いております。

本校では、その謝金をPTA会計費用から捻出して対応していますが、決して好まし現状とはいえません。是非、プール監視員の平日業務が可能になるように予算措置をされますことを市へ要望いたします。

もう一点です。プール監視員の高齢化が進み、人材確保についてはどの学校も苦労している現状があります。代替の監視員を探すに当たり、学校に負担をかけるのではなく、市で公募して人選するというようなことはできないでしょうか。

この件につきましても、旭川市のご見解をお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 司会（東海林）

今の質問は、プール監視員に関する予算と人材確保についての内容でした。教育委員会より、ご回答をお願いいたします。

○ 学校教育部次長（片岡）

それでは教育政策課からお答えいたします。

学校プールの活用につきましては、児童生徒等の健康保持、増進を図りたいという地域、保護者の皆さんの要望を受けまして、これまでも学校運営に支障のない範囲で、学校長の使用許可のもとに進めていただいているところでございます。

本市といたしましては、市有施設の有効活用に基づくものとして運営管理を自主的に進めていただいております各学校プール運営委員会に対しまして謝礼金という形でお支払いしております。今、全市には44の学校プール運営委員会があります。この謝礼金の支出の対象につきましては、6月から9月までの土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休業期間中及び放課後の学校が授業でプールを使用していない日、時間帯としておりまして、現在、平日の放課後の活用についても対象としているところであります。各学校のプール運営委員会謝礼金というものを、予算の上限はありますけれども、その範囲内で平日の活用も進めていただきますようお願いいたします。

また、各学校のプール運営委員会のプール監視員の人材確保につきましては、学校それから家庭、地域が連携して協力を進める中で対応していただきたく考えているところでございます。

以上です。

○ 司会（東海林）

学校教育部次長 片岡様、ご回答ありがとうございました。追加の質問はございませんか。

では、次の質問に移ります。西部ブロック、上村常任理事よろしく申し上げます。

○ 上村常任理事（西部ブロック）

附属旭川中学校の上村有史です。西部ブロックの常任理事担当ということで、スクールカウンセラーの配置拡充について私の方からお尋ねさせていただきます。

旭川市では、平成元年以降、スクールカウンセラーを配置してきていると思います。現在29の中学校に配置がされていることと思いますが、こうした配置によっていじめや不登校の問題を抱える子どもたちが、教員以外にも気軽に相談できる環境が整ってきたものと思います。

一方で、既に配置されている中学校では、相談業務への対応が追いつかないということで増員の要望が出ている、あるいは平成26年、今年度からは、新規に1名を配置されて小学校を巡回して相談業務を受けるといったように進められていると言いますが、今後は更なる人員配置が求められるという声をお聞きしております。こうした、問題意識を背景に、小学校・中学校それぞれについてお尋ねいたします。

まずは中学校についてです。ここ数年の相談業務の件数、それからどのような相談が寄せられているのかということについて教えていただきたいと思います。

また、相談件数と人員配置の関係ということでは課題はないのかどうか、市教委の見解をお聞かせいただきたいと思います。さらに、今後の人員配置の増員についての考え方もお聞かせいただきたいと思います。

次に、小学校についてです。今年度から1名が配置され市内の小学校を巡回しているということでありまして、これまでの巡回状況や相談対応はどのような形になっているか教えていただきたいと思います。併せて、今後、小学校において市教委として期待しているスクールカウンセラーの役割についてのお考え、また配置拡充に向けた市教委のお考えをお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会（東海林）

ただ今の質問は、スクールカウンセラーの配置拡充についてでした。
教育委員会より、お答えをお願いいたします。

○ 学校教育部次長（林）

それでは学務課からお答えいたします

スクールカウンセラーにつきましては、平成20年度から全中学校に配置しているところでございます。過去3年間の相談件数について申し上げますと、

平成23年度は2,970件、平成24年度は3,053件、平成25年度は2,680件となっております。相談内容といたしましては、不登校に関する相談、友人関係についての相談、親子関係の相談という順に件数が多くなっているところでございます。

その他、勉強や部活動など学校生活全般について、あるいは進路関係、進路の不安についても相談を受けていると聞いております。

現在、全中学校に配置しておりますスクールカウンセラーは、北海道教育委員会が任用し配置しているところでございますが、年間の配置時間数が限られておりまして各学校で十分な時間を確保することが難しいということで、平成26年に市独自により配置時間数を増やしまして昨年を上回る充実を図っているところでございます。それでもまだ十分ではないという認識は持っているところでございます。

小学校のスクールカウンセラーにつきましては、小学校においても児童の心理的ストレスにより精神的なケアが必要な事例も出ており、従来、中学校配置のスクールカウンセラーが小学校へ配置するという対応を行ってまいりましたが、限られた配置日数、配置時間では十分な活用が図れないことがありましたことから、今年度から新たに小学校に1名スクールカウンセラーを配置したところでございます。

これまでの主な活動といたしましては、各学校からの要請に応じ、児童や保護者の相談に対応しているほか、一つの学校に1、2週間程度滞在し、不登校児童の登校支援や家庭訪問の同行なども行ってまいりまして、実際それによって不登校が解消された児童もいるというふうに聞いているところでございます。こうした役割を今後とも期待しているところでございます。

小中学校のスクールカウンセラーの配置拡充に向けた考え方でございますが、厳しい財政状況の中で人員増、時間増というのは難しい状況でございます。財源の確保が大きな課題でありますことから、都市教育長会などを通じまして、引き続き国等にも要望してまいりたいと考えているところでございます。

本市においては、いじめや不登校の問題を抱えた子どもたちの窓口といたしまして不登校・いじめ相談室を設置しているところでございます。児童生徒へこの相談室の案内カードというものを配付して対応しているところでございます。そこでは電話や直接の面談の他に電子メール等による相談も行っておりまして、様々な学校あるいは友人に関する相談も受けておりますので、是非、身近なところで気軽に相談できるということもご確認いただければと思います。以上でございます。

○ 司会（東海林）

学校教育部次長 林様、ご回答ありがとうございました。回答に対する追加の質問はございませんか。

続きまして、神居ブロックの質問です。安藤常任理事、お願いします。

○ 安藤常任理事（神居ブロック）

神居東中学校PTAの安藤と申します。神居ブロックを代表して、学校図書館補助員の増員などについて質問・要望をさせていただきます。

昨年度、この懇談会において学校図書館に関する要望をしたところ、学校図書館の一層の充実を目指して所蔵図書の新刊・更新が図られていると聞いています。また、全小中学校に学校図書館補助員が配置されたことは大変喜ばしいことです。

「図書室は人がいなければ、ただの倉庫」だと言われます。新刊を揃えるのはもちろん重要ですが、子どもたちがそれらに興味を持ち、手に取らせるような工夫をする「人」の存在はとても重要です。

しかし、学校図書館補助員が毎日勤務している学校もあれば、週1日程度派遣される学校もあるのが実情です。毎日勤務している学校では、補助員に時間的・精神的な余裕があることにより、補助員と子どもたちとの間で、読書の感想を述べ合ったり、おすすめの本を紹介し合うなどのコミュニケーションが自然な形で生まれていることでしょう。一方、週1日程度派遣される学校では同様な活動は不可能であると思われ

ます。

児童生徒の読書活動に重点を置く旭川市において、同じ市内における教育条件としては不公平感を否めません。学校図書館補助員が全ての小中学校で毎日勤務する環境の実現を強く望みます。

また、小中学校と連携して分室の移転や新設をすることによって学校図書館補助員の増員と同等以上の環境を実現する方法もあるでしょう。さらに、既に分室が併設・隣接する環境においては、平日の図書館利用をさらに促進するために閉館時間を現在の午後5時から、午後6時まで1時間延長することを要望します。よろしくお願いたします。

○ 司会（東海林）

今の質問は、学校図書館補助員に関するものでした。教育委員会よりお答え願います。

○ 学校教育部次長（片岡）

それではまず学校図書館補助員について、教育政策課からお答えします。

学校図書館補助員の配置につきましては、児童生徒の読書活動を支える学校図書館を有効に機能させることを目的としまして、平成17年度にモデル事業として配置を開始しております。

児童生徒に対する教育機会の均等を図るために、できるだけ早く全市に補助員を配置すべく、平成24年度から拠点校方式という配置の派遣を取り入れて対応してきたところです。今年は53名が67校に配置されておりまして、うち25名が2校担当するようになっています。この補助員の配置によりまして、確実に学校図書館が活性化されまして、充実した学習環境が整えられたことで児童生徒が興味関心のある事柄について自ら進んで調べる習慣が身に付いた、また、主体的に学ぶ力の育成につなげるためにも、本当に継続していくべき事業だと認識しております。

このモデル事業を含めまして今年で図書館補助員の配置の事業は10年目を迎えます。今後はこれまでの実施状況をしっかり検証して、成果と課題をしっかりと把握するとともに、児童生徒数ですとか学校規模等を考慮しながら効果的に配置を検討しまして、学校関係者の皆様とも十分協議をしながら、児童生徒の読書環境が整備されて豊かな読書環境につながるように、事業の充実を図ってまいりたいと考えているところです。

○ 社会教育部次長（高橋）

社会教育部次長の高橋です。私の方から中央図書館の分室、移転あるいは新設について、また分室の開館時間についてご回答いたします。

まず中央図書館の各分室は 平均約15,000冊の蔵書を有する施設でありまして、市内の各図書館とネットワークで結ばれ、現在、公民館内や北光小学校内とあわせて10箇所設けているところでございます。身近な施設として子どもたちにも親しまれているところでありますが、今後、分室の移転あるいは新設ということにつきましては、課題が多いということもありまして難しい面があるものと思っております。

次に分室の開館時間の延長についてであります。現在10箇所の分室には司書の資

格を持つ専任の嘱託職員1名を配置して運営しておりますことから、開館時間等で不便をおかけしているところではありますが、時間の延長等については、人員配置の問題もございますことから難しい状況であります。各図書館、分室では学校図書館と連携し、子どもたちの読書活動を推進する取組を行ってまいりましたが、今後とも子どもたちの読書環境の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 司会（東海林）

学校教育部次長 片岡様、社会教育部次長 高橋様、ご回答ありがとうございました。今の回答に対して追加の質問はございませんか。

続きまして、北部ブロック、今村理事、お願いします。

○ 今村常任理事（北部ブロック）

北部ブロック陵雲小学校PTAの今村です。どうぞよろしくお願いいたします。

北部地区として、今回要望事項としてあげさせていただくのは、昨年度に続き冬季間の除排雪についてです。

昨年度は学校の四面や指定通学路の最優先での取り組みについて要望し、その点について回答いただいたところではありますが、その後の冬季間の周辺環境として、降雪状況が悪く、事故につながったと思われる案件がいくつかあったのも事実です。

冬季間における安全な通学路の確保により、子どもたちの安全を守る観点から、次の3点について要望させていただきます。

1 雪壁の可能な限りの除去

基準を満たしているかどうかではなく、冬期間の安全確保のために、せめて児童の顔が確認できるくらいに雪壁を除去していただきたい。

2 登校時刻前、午前7時半までに除雪すること。

昨年度の回答においても、午前7時までに除雪を終えることと定められていると回答されていますが、現状においては登校時刻においても除雪をしている地域が存在しているのが現状です。

最後に3番 校門付近への集雪防止

場所によっては、雪が校門付近に集められ、学校職員等が手作業で除雪している現状があります。校門付近は、当然児童・生徒が集まる場であることから、そのような場の除雪についても検討していただきたいと思います。また、そのような場に雪を集めない事の徹底を図って頂きたいと思います。

以上3点について北部地区より強く要望させて頂き、旭川市のご見解を伺いたく思いますのでよろしくお願い致します。

○ 司会（東海林）

今の質問は、通学路の除排雪に関するものでした。旭川市よりご回答をお願いいたします。

○ 市土木事業所長（中田）

土木事業所から説明させていただきます。

まず第1点、雪壁の可能な限りの除去ということでございます。学校周辺等の通学路につきましても通学児童生徒の安全を確保すること気象状況や道路状況を把握しながら優先的に除排雪作業を行っているところです。

雪壁の可能な限りの除去につきましては、できる限り交差点付近に雪を高く積まないこととしまして、現地の状況に応じて適時、交差点排雪を実施して雪壁除去に努めてまいりたいと考えております。

2点目の登校時前の除雪についてでございます。除雪の出動につきましては、通学時間帯前の朝7時くらいまでに作業完了予定で進めているところでございます。ただ早朝まとまった降雪など気象状況によりましては除雪作業が遅れる等の場合もあったかと思っております。今後におきましては、通学時間帯におきましては、事故が起こらないように作業を行わないように徹底してしてまいりたいと思っております。

3点目、校門付近への雪山集積防止についてです。除雪作業につきましては、道路脇にかき分ける作業でどうしても道路脇に雪が残ることになりますが、通学児童、生徒が集まる校門付近につきましては、極力、雪を多く集めないように努めてまいりたいと考えております。

昨年は、雪が解けるのが遅かったということがございまして、市民の皆様に対しまして大変ご迷惑をかけたと思っております。そのことの反省を踏まえまして、今年はしっかり現場を見て、市内全体の除雪をきちっとやれるような体制でと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○ 司会（東海林）

土木事業所長 中田様、ご回答ありがとうございました。追加の質問はございませんか。

続きまして、神楽ブロックからの質問です。高 常任理事、お願いします。

○ 高 常任理事（神楽ブロック）

神楽ブロック 緑新小学校PTAの高です。神楽ブロックは、少年団活動について質問させていただきます。

現在、市内各地域においてサッカー、野球などのスポーツや吹奏楽などの文化活動を行っている少年団は多数ございます。そして、児童にとってここでの活動は体力向上、文化的資質の向上はもちろん、目標に向かって努力したり、仲間との協調性を築いたりといった心の育成といった点でも、学校と同じくらい重要な教育の場であると感じています。この点に関しては、行政の方々もご賛同いただけるものと思っております。

一方で、地域に適切な指導者がいない場合や、元々地域が伝統的に強い名門少年団などに多いのだと思いますが、その地域の小学校の先生が地域の要請に応じて指導者となっているという実態もみられるようです。この場合は当然、その先生の転勤が、指導者不在の危機、ひいては少年団存続の危機ということに直結します。

ですから後任でちゃんとした指導の先生が来てくれるのだろうか、と保護者が数年おきに心配するというのもおかしな話です。

今のは一例ですけれども、いずれにしても現在、何かに一生懸命取り組んでいる児童たちが、指導者等の問題でその活動ができなくなるという事態だけは、何とかして防ぐべきことではないかと思えます。

そこで、2つ質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、旭川市で現在、児童に対するスポーツや文化的活動の振興策として何か実施、あるいは計画していることがあればお聞かせください。

次に2点目です。指導者についてですけれども、例えば主として研修を受けたとか有資格者、経験者等に登録していただき、先に言った問題を抱える少年団からの要請に応じて派遣するといったようなことはできないでしょうか。旭川市においては是非、放課後のスポーツ活動を社会教育の一環として扱っていただきたいと思いますし、もしこのような制度が周知され、登録指導者が増えていけば、将来これを利用する少年団は確実に増えると思えます。

以上2点、要望も含めての質問となりますが、市としてのご回答をお願いいたします。

○ 司会（東海林）

ただ今の質問は、少年団活動に関するものでございます。これにつきまして、旭川市並びに、教育委員会よりお答えを願います。

○ スポーツ課長（高越）

児童に対しますスポーツ振興策についてですが、旭川市ではまず平成16年7月に平成22年までの期間として旭川市スポーツ振興計画を策定し、その後平成23年8月に、平成32年までの期間といたしました第2次旭川市スポーツ振興計画を策定しております。その中で重要課題の一つとして、子どものスポーツ振興を掲げておまして、重点の取組といたしまして、子どものスポーツへの意欲の喚起、子どものスポーツにおける環境づくりを進めているところです。

昨今、子どもたちの体力の低下が社会問題として取り上げられていることや、趣味や娯楽の多様化など、社会情勢の変化にも影響があると考えられますことから、子どもたちのスポーツ振興は重要な課題であると認識しているところでございます。その中で展開する施策といたしまして、社会体育団体や学校体育団体が主催します、全道及び全国規模の旭川で開催される大会に対して、大会運営費の補助金の交付や、要項で定める全国大会や世界レベルの大会に出場する選手に対します、体育大会選手派遣費補助金交付、また全国大会などで、より優秀な成績を納めた個人、団体に対しまして旭川市スポーツ賞を贈呈するものとしております。

また、施設面に関しましても地域や関係機関と連携しながら、子どもたちの発達段階に合わせたスポーツ教室、親子によるレクリエーションを本市施設で開催したり、カムイスキーリンクスのゴンドラ、リフトの改修を計画的に行うなど、市で管理しております各スポーツ施設の改善に務めてまいりたいと考えております。

さらに、各種国際大会や全国大会の誘致を積極的に推進しており、今シーズンの冬に開催されますスノーボードワールドカップや障害者のクロスカントリースキーワールド

カップは、両大会とも世界のトップレベルの選手の滑りを直に旭川で見ることのできる機会であり、冬季スポーツに対する市民の意識の盛り上げの他、特に子どもたちが実際の冬季スポーツに親しむきっかけとなることと期待しているところであります。

次に指導者の登録制度についてです。

子どもたちが継続的にスポーツ活動に取り組む場合、スポーツ少年団や地域のスポーツクラブ、学校の運動部活動などに所属して行うのが一般的であります。団体の活動には指導者が不可欠でありますし、団体の運営や存続にも大きく関わるものだと思います。その中で競技や種目によっては、指導の公認ライセンス制度をとっている場合や少年団やスポーツクラブの指導方針や取り巻く環境など様々な状況があることから、運営につきましては大変難しい課題もあるものと認識してございます。

ご質問にありました、指導者や団体の存続危機となった場合、そうした様々な状況がありますことから、全市的な状況を把握している各団体にご協力をあおぐことも必要になると思いますので、少年団活動の窓口となっております旭川市体育協会、場合によっては市のスポーツ課にご相談いただければと思います。

また平成27年度より、少年団の登録について、子どもの安全で楽しいスポーツ活動正しい知識を持った指導者が指導に当たる、指導者による行き過ぎた指導や誤った指導にならないとしまして、有資格者が複数名以上必要となりますことから、各団体の意識強化、所属の連盟や協会の協力も不可欠だと考えております。

こうしたことからご質問にありました指導者の登録制につきましても参考とさせていただきますながら、スポーツ少年団活動を担っております旭川市体育協会を始め関係団体と今後も連携を図ってスポーツ少年団活動にご協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 文化振興課長（谷口）

続きまして文化振興課から文化的活動のことにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、児童に対する文化的活動の振興策についてでございますが、本市の文化芸術の振興につきましては旭川市文化芸術振興条例に基づき、旭川市文化振興基本計画によりまして各施策を進めているところでございます。文化芸術は次の世代に脈々と受け継がれていくものでありまして、次世代を担う子どもたちを育成していくことは大切なことであり、公民館を始めとする社会教育施設などにおきまして、子どもたちが楽しみながら学習できる各種講座を開催したり、鑑賞の機会を提供するなど子どもたちが様々な文化芸術活動ができますよう取り組んでいるところでございます。

今後も、芸術の素晴らしさに感動し豊かな心を育むことができるよう、子どもたちが創ったり見たり聞いたり参加したり発表ができるなど、様々な文化芸術活動を行うことができるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

続いて、文化的活動におきます指導者の登録と派遣についてですが、文化芸術分野を含めた生涯学習全体に関わります指導者の登録派遣につきましては、既に旭川市のホームページにおきまして、生涯学習ポータルサイト「まなびネット旭川」という社会教育課が担当しておりますページがありまして、そこで指導者を募集し、登録を行い、活用

できるようになっております。

今後も一層活用されるように周知に努めるとともに、内容の充実や工夫を図るなど担当課とも連携をとりながら、皆様が望むページやシステムとなりますよう務めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 司会（東海林）

スポーツ課長 高越様、文化振興課長 谷口様、ご回答ありがとうございました。追加の質問はありませんか。

では、最後の質問になります。東部ブロック、長内常任理事をお願いします。

○ 長内常任理事（東部ブロック）

東部ブロック、旭川中学校PTAの長内と申します。よろしくお願いします。

最後の質問でございますが、特別支援教育に係る支援員についてお尋ねいたします。

実はこの支援員については、昨年度も要望いたしました。各学校の課題として大変大きなことであることから、今年度も引き続き要望をお願いするものであります。

特別支援教育に関するいろいろな情報をみると、特別な支援を必要とする児童生徒の増加は、私たちの想像をはるかに上回る状況にあることが分かります。上川管内のある大規模の小学校では、全校児童の20%近くが特別な支援を必要とする、もしくは学級の中で困り感のある子どもたちであるとも聞きました。

もちろん旭川市も同様で、各小中学校では、個に応じた手厚い支援を目指し、先生方がいろいろやりくりして努力されている姿を見聞きしていますが、その負担は並大抵なものではないと実感しております。

特別支援コーディネーターの先生は、毎週の支援計画作成や職員の配置、そして日々の支援の取組のため、連日夜遅くまで仕事をされているということもお聞きしたことがあります。

この特別支援教育を巡る現状の厳しさと山積する課題の要因を考えたとき、やはり人的配置が手薄であることは否めないと考えます。

昨年度の教育指導室長さんのご回答には、小中学校60校、157人の要望に対し、実際には49校60人の配置であること、そして今後も必要な予算を確保し、人員の確保に努めていくとありました。そのご回答に基づき、是非、見通しのある支援員確保に努めていただきたいと思います。

また、学校側に聞いてみると、支援員は専門的な技術や知識も必要とすることから、研修体制等の充実が欠かせないとのこと、この件も併せてお願いいたします。

以上のことを踏まえた上で、今年度の支援員の配置の見通しと、今後の中期的な配置の見通しについてお尋ねしますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

○ 司会（東海林）

ただ今の質問は、特別支援教育に係わる支援員についてでした。教育委員会より、ご回答をお願いいたします。

○ 学校教育部次長（林）

学務課からお答えします。

特別支援教育支援員、私どもは補助指導員と呼んでおりますけれども、各学校からの配置要望及び実際の配置状況でございますが、本年度は65校から171人の配置希望があったのに対しまして、55校に61人を配置いたしました。

配置人数につきましては、昨年より1人増えたということになります。特別支援教育の補助指導員に対する研修体制ですが、毎年、夏季休業期間中に補助指導員を対象といたしました研修会を開催するなど、指導員として必要な指導内容の理解と専門性の向上を図っているところです。

今度の配置見通しでございますが、あまり数値的に申し上げることはできませんが、市の財政状況が厳しいということもございまして、各学校からの配置希望全てに対応することは困難な状況ではございますが、こうした配置希望を踏まえまして必要な人員が確保できるように引き続き予算の確保に努めたいと考えているところでございます。是非ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○ 司会（東海林）

学校教育部次長 林様、ご回答ありがとうございました。この回答に対しまして、追加の質問はございますか。

予定した各ブロックの質問は以上ですが、全体を通して、何か質問のある方はいらっしゃいませんか。

では、以上をもちまして、質問事項についての協議を終わらせていただきます。

○ 総合司会 杉本総務部長

以上で、教育懇談会を終了いたします。

長時間にわたりありがとうございました。